

第 7 4 1 回教育委員会会議録	
平成 2 6 年 2 月 2 0 日、御殿場市教育委員会 2 月定例会を西学校給食センター 2 階会議室に招集する。	
1. 出席した委員	
1 番委員 稲 葉 宏 道	2 番委員 小見山 司 朗
3 番委員 福 島 東	4 番委員 勝 又 將 雄
5 番委員 岩 瀬 こずえ	
2. 番外に出席した者	
教育部長	教育総務課長
教育総務課技監	学校教育課長
社会教育課長	学校給食課長
学校教育課主事	
教育委員会事務局職員	教育総務課副参事
	教育総務課主事
教育委員長	ご苦労さまでございます。本日は、委員全員の出席をいただいておりますので、委員会は成立いたします。
教育委員長	ただ今から、御殿場市教育委員会 2 月定例会を開会いたします。
開 会 午前 1 1 時	
教育委員長	本日の委員会は、お手元に配布しております日程により進行いたしますのでご了承願います。
教育委員長	それでは会議録署名人の指名を行います。 委員長の指名により決定することにご異議ございませんか。
(異 議 な し)	
教育委員長	ご異議がないようですので、こちらから指名いたします。 2 番小見山委員、5 番岩瀬委員にお願いいたします。 次に会期であります、本日 1 日間といたします。
教育委員長	なお、定例会終了後、委員会協議会を開催いたしますので、よろしく願います。
教育委員長	最初に、御教議第 2 号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。
教育総務課長	それでは、御教議第 2 号について説明いたします。初めに議案書 2 ページをお願いします。 (議案書朗読) 今回の改正は、平成 2 6 年度の市の組織機構改革に伴い、学校教育課に教育指導センターを設置すること及び幼稚園の窓口事

	務を新しくできる子ども育成課に移管することに伴う改正並びに新たに主席指導主事という職名を設ける改正であります。 説明は、新旧対照表で行います。御教議第２号資料の１ページ、２ページをお開きください。 第２条の改正は、教職員の授業力や指導力の向上のための支援・指導や本市の教育力向上のための調査分析を目的として学校教育課内に「教育指導センター」を新たに設置するというものです。 第３条の改正のうち、教育総務課の項については、幼稚園の事務のうち、幼稚園の授業料に関すること及び私立幼稚園に関することが、平成２６年度から子ども育成課に移管するため、該当する分掌事務を削除し、号の繰上げを行うものです。 学校教育課の項については、教育指導センターの設置に伴い新たに第７号を設けたことと、日本スポーツセンターの事務を小中学校の災害共済に関すること限定する改正であります。 次に第８条及び第１０条の改正につきましては、従来指導主事を参事級と課長補佐級に区分し、それぞれ職務を定めておりましたが、他市町にならい主席指導主事という職名を新たに設けたことによる改正であります。 次のページをお願いします。 第１６条は、平成２６年度の市の組織機構改革に伴い、引用している市の規則が全部改正されるため、規則番号を改正するものです。 附則になりますが、この規則の施行日は、平成２６年４月１日とするものです。 なお、平成２６年度の人事異動により、この規則に定めた職に該当する職員がいなくなった場合等は、次回３月定例会で再度規則の改正を提案させていただきます。
教育委員長	ただ今、御教議第２号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第２号「御殿場市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案とおりに承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第３号「御殿場市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

教育総務課長	続きまして、御教議第３号について説明いたします。初めに議案書４ページをお願いします。 （議案書朗読） それでは、御教議第３号資料の新旧対照表をご覧ください。今回の改正は、先ほどの処務規則の改正と関係するもので、幼稚園事務の一部を子ども育成課へ移管することに伴い、別表第２で規定している個別決裁事項のうち第１項の教育総務課に関する事項について、第３号から第５号までの幼稚園児の就園、転園、退園を決定すること、幼稚園授業料の減免を決定すること、私立幼稚園就園奨励費を決定することを削除するものであります。 附則になりますが、この規則の施行日は、平成２６年４月１日とするものです。
教育委員長	ただ今、御教議第３号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
（質疑なし）	
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なし）	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第３号「御殿場市教育委員会事務決裁規則の一部を改正する規則の制定について」は、原案とおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第４号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部を改正する規則の制定について」を議題といたします。
教育総務課長	それでは、御教議第４号について説明いたします。初めに議案書６ページをお願いします。 （議案書朗読） 議案書の７ページをお願いします。 この規則は、幼稚園事務の一部を子ども育成課に移管することに伴い、「御殿場市教育委員会の権限に属する事務のうち、御殿場市学校等体育施設夜間開放実施要綱に規定する事務は、文化スポーツ課長に補助執行させる」という一文だけであった従来の規則を全部改正し、第１条は規則の趣旨、第２条は、補助執行させる事務として夜間開放に関する事務と市立幼稚園のうち入退園に関すること並びに授業料等の調定及び収納に関することを規定するものであります。 附則になりますが、この規則の施行日は、平成２６年４月１日とするものです。
教育委員長	ただ今、御教議第４号について内容説明がなされましたが、本

	案について質疑を求めます。
(質疑なし)	
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第４号「御殿場市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の全部を改正する規則の制定について」は、原案とおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第５号「平成２５年度御殿場市一般会計補正予算（第４号）について」を議題といたします。
教育総務課長	議案書の８ページをお開きください。それでは、議案を朗読いたします。 (議案朗読) 今回教育部関係の歳出では、教育総務課のみとなります。それでは御教議第５号資料で説明させていただきます。御教議第５号資料の１ページをお開きください。 １０款教育費 ２項小学校費のうち １目学校管理費につきましては、小学校耐震補強事業、小学校プール改築事業及び地区児童屋内体育施設耐震補強事業のそれぞれの事業について、入札により生じた不用額を減額するものであります。 次の３目原里小学校校舎改築事業費につきましては、起債対象事業費の確定に伴う財源更正であります。 ４目印野小学校校舎改築事業費の校舎改築事業につきましては、事業費の確定により補正を行うものであります。 次の３項中学校費の１目学校管理費につきましても入札により生じた不用額を減額するものであります。 ４項幼稚園費の１目幼稚園費につきましては、起債対象事業の原里西幼稚園園舎増築事業費の確定により財源更正を行うものであります。 歳出は以上であります。 次に歳入であります。本日お配りした資料をご覧ください。 今回、小学校寄附金、社会教育費寄附金及び教育総務費寄附金としまして、５件計１２３万５千円の教育費寄附金がありました。これらの寄附金につきましては、いったん教育振興事業基金に積立てをさせていただきます。 以上で補正予算の説明とさせていただきます。
教育委員長	ただ今、御教議第５号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。

(質疑なし)	
教育委員長	質疑もないようですので、本案を原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第5号「御殿場市一般会計補正予算（第4号）について」は、原案とおり承認することに決しました。
教育委員長	次に御教議第6号「平成26年度御殿場市一般会計当初予算について」を議題といたします。
教育部長	平成26年度の当初予算につきましては、18日に公表を行いました。では、当初予算の概要について、最初に説明させていただきます。リーマンショックや大震災による景気低迷を引きずる中で、税収の状況は、引き続き厳しい状況です。 そんな中で、市民に必要な事業を実施するということで、教育費を計上してある一般会計の総額は343億9,800万円となり、過去最大規模となりました。教育委員会に要求した予算については、いくつかの新規事業を含めて、またいろいろな諸問題に対処する予算など、ほぼ満額が計上されました。 予算の個々の内容については、所属長から説明しますので、よろしくをお願いします。
教育総務課長	議案書の9ページをお願いします。それでは、議案を朗読いたします。 (議案朗読) 御教議第6号資料の1ページ、2ページをお願いします。 10款1項1目 教育委員会費は、教育委員の報酬等教育委員会の運営及び活動等に要する経費で、前年度とほぼ同額の計上となっております。 続きまして、2目 事務局費は、教育委員会事務局の運営等に要する経費で、前年度比25.1%の増額計上となっております。増額の主な要因につきましては、1の人件費と新規事業として計上した5の御殿場高等学校創立110周年記念事業補助金の増で、人件費につきましては前年度原里小学校及び印野小学校校舎改築事業費に計上した2名分を平成26年度は事務局費に計上替えしたためであります。 また、御殿場高等学校創立110周年記念事業補助金は、静岡県立御殿場高等学校教育振興会が創立記念事業として改築するみくりや会館を大規模地震等の際に市の防災施設を補完する施設として使用できるように建設費の一部を補助するものであります。

	次の３目 教育指導費は、学校教育課で説明いたします。
学校教育課長	それでは、６号資料４ページをご覧ください。 ２６年度の主な事業についてご説明申し上げます。 ３学校教育支援事業です。③学校教育充実事業です。特別支援学級補助員１０名が１４名に増員をしました。特別支援学級が平成２５年度が２２学級となり、平成２６年度２３学級となり、平成２５年度は、９３名から平成２６年度は１０６名になる予定です。また、新一年生には障害の重い児童が入学します。これらの点を踏まえ、厳しい予算の中からご配慮いただきました。 ⑤達障害児支援事業につきましても、１２名から１３名に補助員を増員しました。 ⑦教育指導センター事業につきましては、指導員を週３日勤務体制で配置しました。若手教員や講師、特別支援学級に訪問指導の形で指導をします。学力状況調査についても分析や対策をお願いする予定でいます。 なお、大学関係者等の講師の派遣予算もいただいています。これを活用していきたいと思います。 ⑨夢創造事業につきましては、平成２５年度の予算を確保しました。今後は、増額の方で考えています。 ８富士山世界遺産登録記念舞台芸術鑑賞事業です。県立の劇団スパックが普段の会場になっていますグランシップの改修工事に伴い、出張講演を実施する計画があり、その一環として御殿場市民会館で講演を行うことになりました。御殿場市内６校の中学校の全生徒が観劇します。
教育総務課長	続きまして、２項１目 学校管理費は、小学校の管理運営や耐震補強事業、プールの改築事業などに要する経費で前年度比６２．７％の増額計上となっております。増額の主な要因は、富士岡小学校屋内運動場耐震補強事業、高根小学校プール改築事業、玉穂地区及び神山地区児童屋内体育施設の耐震整備事業を計上したためであります。 次のページをお願いします。 ２目 教育振興費は、小学校の教材用備品やパソコンや電子黒板の整備事業、要保護・準要保護児童に対する就学援助に要する経費で前年度比４．２％の増額計上となっております。 次の３目 印野小学校校舎改築事業費は、校舎本体工事が終了しましたことから、前年度比７３．９％の減額計上となっております。 次のページをお願いします。 校舎改築事業の内容ですが、本体工事につきましては２６年２

	月中旬に完成し、3月上旬には新しい校舎への引越しを行う予定であります。新年度は、校舎周辺整備の付帯工事、調整池・グラウンド整備工事、駐車場整備工事等を実施いたします。 次の原里小学校校舎改築事業費は、事業完了により廃目とするものです。 続きまして、3項1目 学校管理費は、中学校6校の管理運営や耐震補強事業等に要する経費で、中学校耐震化事業の進捗により、前年度比16.5%の減額計上となっております。 次のページをお願いします。 2目 教育振興費は、中学校の教材用備品やパソコンや電子黒板の整備事業、要保護・準要保護児童に対する就学援助に要する経費で前年度比94.4%の増額計上となっております。増額の主な要因は、中学校6校の教育用コンピュータを平成26年3月に更新したため、前年度はリース料が1か月分だけの計上だったためであります。 続きまして、4項1目 幼稚園費は、幼稚園教諭や臨時職員の人件費など幼稚園8園の管理運営等要する経費で前年度比15.3%の減額計上となっております。減額の主な要因は、原里西幼稚園園舎増築事業などの完了によるものであります。 なお、森之腰幼稚園の3歳児の保育室不足を解消するため園舎増築を平成27年度に実施予定で、本年度は実施設計に要する経費を計上しております。 次のページをお願いします。 2目 私立幼稚園就園奨励費は、市内に住所を有し、私立幼稚園に通園している園児の保護者に対し、授業料等の一部を補助し、経済的な負担軽減を図るもので、前年度比15.5%の増額計上となっております。平成25年度の実績見込みと国の補助単価の見直しにより増額するものであります。対象は、418名を予定しております。
社会教育課長	続きまして、社会教育課に関する当初予算について説明いたします。 主な点のみ説明させていただきます。 5項 社会教育費は前年度比1億3,800万円余 52.87%の増となっております。 まず1目 社会教育総務費は、前年度比1億3千万円余 76.26%の増です。 主な増額要因は、青少年広場の整備費、地域づくり活動事業に要する経費と勝間田清一伝編纂事業交付金などが増となったことによるものです。

	説明欄 1 から 次のページの 6 までは、それぞれ例年実施しております事業等に要する経費です。 説明欄 2 の①は、隔年開催している「ごてんばDONDON」の実行委員会への交付金が含まれております。 説明欄 5 の③は、8 校区での「放課後子ども教室」開催等に要する経費です。平成 2 6 年度新たに玉穂小校区での実施を予定しております。 説明欄 7 は、旧青少年会館跡地に整備する青少年広場の造成工事等に要する経費です。平成 2 5 年度で実施設計を完了し、平成 2 6 ・ 2 7 の 2 カ年で造成・建築など整備工事を実施する予定です。 8 は、名誉市民である勝間田清一氏の業績や足跡を体系的に記録して、後世に伝える勝間田清一伝を発刊するために要する経費です。 なお、平成 2 6 年度から 3 年をかけて調査、研究、執筆を行い、平成 2 8 年度での発刊を予定しております。 2 目 文化財費は、前年度比 7 5 万円余 1 1 . 4 3 % の増です。 主な増の要因は、印野の熔岩隧道丸尾苑の管理委託の増などによるものです。 次のページをお願いします。 3 目の図書館費は、前年度比 6 5 0 万円余 7 . 8 6 % の増額です。増額の主な要因は、委託料の増などによるものです。 現在、委託しております窓口業務等業務は、平成 2 3 年度から始まり 3 年の契約期間が満了となりますことから、現在、業務内容の検証や見直しを行っているところです。 また、備考欄 6 は、平成 2 6 年度の単年度事業として、古文書を読む会の 3 0 周年記念誌発行に対する交付金に要する経費が増額となっております。 社会教育課関係の説明は以上です。
学校給食課長	1 9 ページ 2 0 ページをお願いします。 1 0 款 6 項 1 目の給食センター運営費は、前年度に比較して 3 , 8 6 4 千円 0 . 4 % 増の微増になります。増額の主な者は、児童・生徒数が前年度より 1 4 0 名 (1 . 8 %) 増の見込みによる賄材料費等増額と消費税増額による光熱水費等の施設維持管理費の増などによるものでございます。 1 の人件費は、学校給食センター運営委員会の報酬と、職員 2 6 名の給料・職員手当等共済費です。 2 は、調理等の臨時職員 2 0 人、パート職員 1 7 人の賃金と社会保険料です。

	3は、小学校5, 900人、中学校2, 940人の児童・生徒、教職員等の学校給食の賄材料費や西・高根学校給食センターの給食配送費と小・中学校の配膳業務委託等に要する経費です。 4の①は、施設管理に関わる消耗品費、燃料費、光熱水費、施設の保安業務、保守点検業務などに要する経費です。 ②は、施設や機器等の修繕に要する経費です。 ③は、南、西学校給食センター合わせて11, 119. 32㎡の土地借上げ料です。 ④は、南学校給食センターPFI事業に係る償還金、施設の維持管理・運営、学校給食配送に要する経費です。 5は、小中学校配膳室の維持補修の経費です。 6は、調理実習室は夏休み等を実施するための調理器具購入経費です。 7は、公用車4台の維持管理経費です。 8は、事務用消耗品費並びに旅費等です。 9は、各種運営協議会等への負担金です。 以上で10款6項1目の給食センター運営費の説明を終わります。
教育委員長	ただ今、御教議第6号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	12ページの中学校の就学援助費等に要する経費が94%増との説明を受けたが、その内容を教えてほしい。
教育総務課長	教育振興費の教材整備費のパソコンの借上料が更新により1月だったものが、12ヶ月になったため、予算が増額となったものです。
教育委員	6ページの8の舞台芸術鑑賞事業については、いつ実施するのか。
学校教育課長	10月に1週間程度実施します。
教育委員	一般市民は入場できないのですか。
学校教育課長	一般市民の入場については、考えていない。今回の事業のもともとの趣旨は、中学生が静岡に行って見ているのを静岡が工事中で見ることができないので実施するものです。
教育部長	今回の事業は、1日800人くらい割り振ります。準備等で3日くらい必要で、中学校が3日間、西高校が1日となります。800人くらいで1階が埋まります。2階席の入場については、今後検討します。 入場料を取る予定はありません。
教育委員	夢創造事業交付金の予算額は昨年と同額となっています。増額

	を検討するということになっていたはずだが。
学校教育課長	副読本の作成等があり、来年度、学校教育課は、多額の予算を増額した。夢創造事業については、27年度から増額するよう要望していきたい。
教育委員	是非、予算を増やしてほしい。
教育部長	平成25年度は、富士山コンサートを8校、セラピードックを2校実施した。平成26年度は、小学校2校でセラピードックを実施することを予定しています。夢創造事業的な事業と考えています。
教育委員長	御殿場中学校で実施した事業は素晴らしかった。是非、今後も増やしてほしい。
教育委員	英語教育の時間が増えてきているが、教師の海外派遣等を考えているのか。
学校教育課長	以前は、そのような事業がありました。しかし、現在はそのような事業より、ALT派遣に力を入れています。小学校の外国語学習については、文科省も力を入れています。本市としても、研修計画の中で実施しています。
教育委員	2ページの特別支援学校教育振興会補助金の財産区繰入金の割合はどのくらいか。
教育総務課副参事	各財産区から10万円で50万円。市費が5万円です。
教育委員	幼稚園就園奨励費補助金は事務が移管されているが、教育費にあるのは、整合性がないのではないか。
教育総務課長	平成26年度は、このまま教育費で実施したい。
教育部長	平成25、26年度の2年間で幼稚園事務をある程度市長部局に引き継ぎます。予算については、今後検討していきたいと考えています。
教育委員	御殿場高等学校のみくりや会館の全体事業費はどのくらいか。
教育総務課長	総事業費は、約1億円市費はなしで、予算は財繰100%の5,000万円となっています。
教育委員長	ほかに質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第6号「平成26年度御殿場市一般会計当初予算について」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第7号「御殿場市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を議題とします。

社会教育課長	議案書の１０ページをお開きください。 議案を朗読いたします。 （議案朗読） １１ページは改正条例の全文ですが、朗読は省略します。 御教議第７号資料の新旧対照表をご覧ください。 社会教育委員は、社会教育法第１５条の規定に基づき設置しているもので、社会教育に関する教育委員会への助言などが職務となっております。 この度、いわゆる地方分権第３次一括法におきまして、社会教育法が一部改正され、社会教育委員の委嘱の基準について、文部科学省令で定める基準を参酌して、各市町村の条例で定めるところとされましたことから、条例の一部を改正するものです。 第１条に、「その委嘱の基準」などを追加し、第２条第１項に、文部科学省の参酌基準に基づく委嘱の基準を定め、また定数を第２条の２項に改めるものです。 附則の１は 施行期日を平成２６年４月１日とするものです。 附則の２は 現在の委員任期が、平成２５年４月１日から平成２７年３月３１日までとなっていることから、経過措置として、現委員の残任期間を新条例の期間と合わせるものです。 説明は以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。
教育委員長	ただ今、御教議第７号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
（質疑なし）	
教育委員長	ほかに質疑もないようですので、本案について原案どおり承認することにご異議ございませんか。
（異議なし）	
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第７号「御殿場市社会教育委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、原案とおりに承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第８号「（仮称）玉穂地区屋内運動場建設建築工事請負契約の締結について」を議題とします。
教育総務課長	議案書の１２ページをお願いします。それでは、議案を朗読いたします。 （議案朗読） 初めに本日お配りした追加資料をご覧ください。 本案につきましては、去る２月１３日に制限付き一般競争入札の結果、大岡建設工業株式会社御殿場営業所が４億２，７９１万５，４４０円で落札し、２月１４日に仮契約を締結いたしました。が、予定価格が１億５，０００万円以上となり、議会の議決を経

	て本契約を締結する必要があるため、提案するものであります。 事業の概要につきましては、御教議第 8 号資料をつけさせていただきましたが、昨年 10 月の教育委員会協議会で説明させていただいたものと大きな変更はありませんので説明は省略させていただきます。 なお、施設の名称につきましては、従前の施設は、防衛省の補助を受けて建設したため、「玉穂地区児童屋内体育施設」としましたが、今回の改築に当たりましては、国の許可を受けて財産処分した上で、市単独事業で建設するため、「(仮称) 玉穂地区屋内運動場」として事業を進め、施設完成までに正式な施設名を決定する予定です。 また、工事につきましては、既存施設の解体が 2 月末で終了し、本体工事は平成 27 年 3 月に、また外構整備工事を含めた改築事業全体の完了は平成 27 年度中を予定しています。 以上説明とさせていただきます。
教育委員長	ただ今、御教議第 8 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
教育委員	平成 26 年度に工事する富士岡小学校体育館の耐力度はどのくらいか。
教育総務課技監	富士岡小学校体育館は、I S 値で 0.74 です。耐力度診断は実施しておりません
教育委員	何故このような質問をするかというのと、同じ時期に改修するのに玉穂小学校体育館は建て替えて、富士岡小学校体育館は改修なのか分からない。
教育総務課技監	玉穂小学校屋体は I S 値が 0.4 ということで耐震診断と耐力度評価が両方とも悪いということで改築となっています。
教育委員	富士岡小学校体育館はいい方ということですか。
教育総務課技監	いい方です。
教育委員	地元から心配して良く聞かれるので、確認をしました。神山小学校体育館も同じですか。
教育総務課技監	そのとおりです。
教育委員	改築工事と改修工事の基準はあるのですか。
教育総務課技監	あります。
教育委員	地元で良く聞かれるので、基準の中で判断してほしい。
教育委員長	ほかに質疑もないようですので、本案について原案どおり承認

	することにご異議ございませんか。 (異議なし)
教育委員長	ご異議がないようですので、御教議第8号「(仮称)玉穂地区屋内運動場建設建築工事請負契約の締結について」は、原案とおり承認することに決しました。
教育委員長	次に、御教議第9号「平成25年度特別支援教育就学奨励費について」を議題とします。 本案については、秘密会といたしますので、関係者以外は退席願います。
(関係者以外退席)	
(秘密会)	
学校教育課長	ただいま議題となりました、御教議第9号につきまして、内容説明をいたします。 お手元の平成26年2月定例会議案書、13ページをお開き願います。 最初に議案の朗読をいたします。 (議案朗読) 今回、特別支援教育就学奨励費の認定をお願いするのは、年度途中に転入し、市内小中学校の特別支援学級に入級した児童生徒2人についてです。 この特別支援教育就学奨励費は、小中学校に就学する障がいをもつ児童生徒の保護者の負担を軽減するため、国と市がその経費の一部を補助するものです。 認定基準は、世帯の所得を需要額で割った数値が2.5倍未満のものが対象です。ちなみに生活保護の基準は1.5倍未満です。 認定につきましては、特別支援学校への就学奨励に関する法律等に基づいておりますのでよろしくご審議をお願いいたします。 なお、詳細につきましては、担当者から説明させますので、よろしく願います。
学校教育課主事	委員長、学校教育課根上です。それでは平成25年度特別支援教育就学奨励費について内容説明を行わせていただきます。今回認定をお願いいたしますのは、年度途中に転入し、市内小中学校特別支援学級に入級した児童生徒2人についてです。 資料は1頁が申請者一覧、2－3頁が全体の内訳、4－8頁が補助金の概要資料、9頁以降が所得関係等認定資料となっています。 それでは申請内容について、説明をさせていただきます。1頁をご覧ください。 順に朗読をさせていただきます。

教育委員長	ただ今、御協議第 9 号について内容説明がなされましたが、本案について質疑を求めます。
(質疑・検討)	
教育委員長	質疑もないようですので、本案について原案どおりして承認することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
教育委員長	ご異議がないようですので、御協議第 9 号「平成 25 年度特別支援教育就学奨励費について」は、原案どおり承認することに決しました。
教育委員長	それでは、秘密会を解き会議を続行いたします。
(秘密会を解く)	
教育委員長	他に何かございますか。
教育委員長	他にないようですので、以上をもちまして御殿場市教育委員会 2 月定例会を閉会といたします。 午後 0 時 10 分閉会。
会議録署名人	上記のとおり相違ないことを証明するため署名する。 2 番委員 _____ 5 番委員 _____